

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成19年11月2日

各 位

失効契約の解約払戻金お支払いの取り組みについて
～「お届け口座への解約払戻金等自動お振込み」の開始～

T & D保険グループのT & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：竹内 致夫）では、平成19年11月より、失効契約の解約払戻金お支払いに関する新たな取り組みとして、「お届け口座への解約払戻金等自動お振込み」を開始いたしましたので、別紙のとおりお知らせします。

これは、ご契約の失効後、当社より「ご契約の失効のお知らせと復活のご案内」を行ったものの、お手続きいただいていないご契約のうち一定の条件を満たしたご契約に対して、お客さまからのご請求がなくとも解約払戻金等を口座送金する制度です。

今後とも、お客さまの視点に立った業務運営を進めてまいります。

以上

お問い合わせ先

お客様サービスセンター
《フリーダイヤル》 0120-301-396

ご利用可能時間
午前9時から午後5時
(土、日、祝日等を除く)

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課 稲生 英司

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

「お届け口座への解約払戻金等自動お振込み」の概要

1. 主旨

平成 19 年 11 月より、失効（※注）したご契約に対する解約払戻金等のお支払いを促進するため、一定条件を満たすご契約に関しては、ご契約者より解約払戻金等の請求書等を受領することなく、解約払戻金等のお届け口座への送金を行います。

※注：生命保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料をお支払いいただく必要がありますが、保険料のお支払いがストップし、払込猶予期間が経過するとご契約の効力がなくなり、保障がなくなることを言います。

2. 対象契約

平成 13 年度以降に失効したご契約のうち、以下の条件を全て満たしたご契約を対象にお支払いを進めてまいります。

- ①失効後、復活可能期間（※注）を経過したご契約
- ②解約払戻金等のお支払い額が 5,000 円未満のご契約
- ③当社が口座情報を保有しており、口座名義人とご契約者が同一人である個人契約

※注：ご契約が失効した場合、一定期間内であればもとに戻すことが出来ます。これを復活といいます。復活に際しては、診査または告知（現在または過去の健康状態によっては、復活をお断りすることがあります）と、失効期間中の保険料の払い込みが必要です。復活可能期間は、保険種類ごとに異なります。

3. 手続き

上記 2. ①②③を満たすご契約者に、ご案内「解約払戻金等のご送金のお知らせ」をお送りし、その約 2 週間後、解約の手続きならびに解約払戻金等の送金をいたします。

失効契約の解約払戻金等お支払いに関するこれまでの取り組みと今後について

保険契約が失効となった場合、「ご契約失効のお知らせと復活のご案内」を失効月の下旬にお送りし、「ご契約失効のお知らせ」、「復活可能期間、復活お払込み額のご案内」及び「解約払戻金額のご案内」を行い、お手続きの勧奨をしてまいりました。また、昨年より、以下のとおりご契約の復活や解約払戻金等のお受け取り等のお手続き勧奨に取り組んでまいりました。今後とも、お客さまの視点に立った業務運営を進めてまいります。

平成 18 年 10 月より

平成 13 年度から 17 年度の期間中に失効となったご契約のうち、解約払戻金のある失効契約のご契約者に対し、「失効契約についての解約払戻金のお知らせ」を発送し、「解約払戻金額のご案内」、「お払戻金のお受け取り勧奨」に取り組んでまいりました。

平成18年11月より

ご契約者からの解約請求手続きをより容易にするため、①1件の解約払戻金額が10万円以下、②送金口座がご契約者本人口座であることを満たす場合には、「保険証券」のご提出および「お届け印の押印」に代えて、「運転免許証またはパスポートのコピー」のご提出および解約請求書への「認印の押印」での手続きを可能としました。

平成19年10月より

ご契約失効時の「ご契約失効のお知らせと復活のご案内」発送後、最大6回（3年経過までの6ヶ月ごと）の再案内を行い、ご契約の復活および、解約払戻金等のお受け取りの勧奨を開始いたしております。

以 上